

第94回東北地方交通審議会  
船員部会 議事要録

平成28年 8月26日  
東北地方交通審議会  
船員部会事務局

# 東北地方交通審議会

## 第94回船員部会

日 時 平成28年8月26日（金） 15：30～

場 所 仙台第4合同庁舎 4階会議室

出席者 公益委員：長谷部部会長、高橋（真）部会長代理、佐々木委員、  
森委員

労働者委員：正路委員、鈴木委員、高橋（雅）委員

使用者委員：佐藤委員、鶴本委員（欠席）、平岡委員

運輸局：菅原海事振興部長、阿部海事振興部次長  
峯田船員労働環境・海技資格課長  
澤村船員労政課長、佐々木労政係長

議 題 （1）審議事項

船員に関する特定最低賃金の改正に係る諮問について

（2）管内の雇用等の状況について

（3）その他

配付資料

資料1 船員の特定最低賃金の改正に関する諮問関係資料

資料2 船員職業安定業務取扱状況説明資料（6月分）

資料3 新規求人・求職数（東北管内：3年対比）

資料4 有効求人・求職数（東北管内：3年対比）

資料5 新規求人・求職数（全国）

資料6 有効求人・求職数（全国）

資料7 有効求人倍率（東北管内）

資料8 有効求人倍率（全国）

資料9 新聞情報

## 議 事 概 要

### ◎開 会

#### 【阿部海事振興部次長】

〔第94回船員部会の成立状況について報告〕

〔配付資料確認〕

### ◎議 事

#### (1) 審議事項

#### 【長谷部部会長】

では、早速議事に入りたいと思います。

いろいろありますので、手際よく進めたいと思いますので、皆様のご協力をよろしくお願いします。

お手元にあります議事次第の議題1の審議事項です。「船員に関する特定最低賃金の改正に係る諮問について」、配付資料1のとおり8月17日付で東北運輸局長から東北地方交通審議会会長に対しまして、最低賃金法第35条第7項の規定に基づいて、最低賃金の改正に係る諮問がございました。

なお、審議事項につきまして、東北地方交通審議会運営規則第9条によって8月23日付で東北地方交通審議会会長から当船員部会に付託されることになりました。

では、海事振興部長から諮問の趣旨説明をお願いいたします。

#### 【菅原海事振興部長】

それでは、諮問の趣旨につきまして、私から概略についてご説明いたしたいと思えます。

まず、最低賃金の改定に当たりましては、最低賃金法の規定によりまして考慮する事項が3つほど規定されております。1つは船員の生計費、2つ目が類似の船員の賃金、3つ目が通常の事業の賃金支払い能力と法令で規定されておるわけです。例えば船員の生計費に関しましては、前回のこの船員部会の中でも皆様にお示ししておりますけれども、消費者物価指数で見ますと対前年で上昇しているとか、生計費で見ますと1人世帯と4人世帯が減少していますが5人世帯では上昇しているとか、そういった傾向がございました。

類似の船員の賃金に関しましては、隣接局、地方局といえますか、北海道運輸局では諮問予定、関東運輸局は諮問済み、北陸信越が諮問済みというような状況で、中央では内航貨物と旅客について諮問済みという状況でございます。

あとは、お示した指標でいきますと、沖合底びきの水揚げ高は増加している状況、大中型まき網の水揚げは若干減少傾向にあるというような状況でございます。

また、その他、斟酌すべき事項といたしまして、陸上の一般産業の賃金の引き

上げ状況に関しましては、7月末に中央の最低賃金審議会でご目安額が答申されました。こちらは全体で見ますと3%ほど上昇しているという状況にございました。

また、政府の景気見通しでございますけれども、直近の月例経済を見ましても、まだまだ緩やかに回復基調が続いているという状況の判断が示されております。

これら考慮すべき事項等を全体的に見ますと、今年度につきましても、最低賃金の改正について審議会に諮問する環境が整っているという判断を東北運輸局としていたしました。昨年度、また一昨年度に続きまして、4業種全てについて諮問するというところでございますので、今後皆様方に調査審議をしていただくこととなりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

**【長谷部部会長】**

条件が整ったということで、諮問が決定されたということですね。

何かご質問等、ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、諮問を受けまして、船員部会の運営規則第6条の規定によって、最低賃金専門部会（4業種）を設置することとさせていただきたいと思っております。

続きまして、事務局から資料の船員の特定最低賃金の改正に関し、関係船員及び関係使用者の意見聴取に関する公示案及び船員の特定最低賃金の改正に関する諮問状況について説明をお願いいたします。

**【澤村船員労政課長】**

それでは、お手元の資料1の諮問関係の資料をごらん下さい。

まず、資料1-1、1-2につきましては、先ほど長谷部部会長さんのほうから経過説明いただいたところですが、それに関する書面ということになりますので、後ほどごらんいただければと思います。

資料1-3、こちらは船員の特定最低賃金の改正の決定に関し、関係船員及び関係使用者の意見聴取に関する公示でございます。諮問を受けまして、これから関係船員と関係使用者の皆様へ意見聴取をすべく官報公示を依頼するということの事務手続に入らせていただきます。日付のほうは空欄になっております。東北地方交通審議会会長名になりますが、本省のほうに官報公示の依頼をし、恐らく9月になるかと思っておりますが、官報公示の運びになる予定でございます。

続きまして、資料1-4、こちらは最低賃金諮問状況・専門部会設置状況ということで、各局、本省も含めての状況でございます。

ざっくりご説明しますと、中部局につきましては、まだ内航・旅客調整中、漁業については未定という状況で、北海道局は諮問予定ですが、その他の局は全て諮問済みという状況になっております。

本省は下の段に参考というかたちで記載しておりますが、内航・旅客につきましては7月13日付で諮問済みとなっております。遠洋まぐろにつきましては現在のところ未定、大型いか釣り漁業については諮問しない方針ということで連絡を受けております。細かい状況はまだこちらに届いておりませんので、今把握して

いる段階ではこちらに記載させてもらったような状況ということですが。

私からは以上です。

**【長谷部部会長】**

法制的な説明と手順、そして、諮問状況の全国的な現状の報告でした。何かご質問、ご意見等がございますか。使用者側もよろしいですか。

それでは、特別ご質問・ご意見等ないので、ご了解いただいたということで、先に進めたいと思います。ありがとうございます。

続きまして、専門部会委員の任命と今後のスケジュールにつきまして、事務局からお願いします。

**【阿部海事振興部次長】**

それでは、資料1-5について説明いたします。

ここは、専門部会委員の任命スケジュールと最低賃金改正のスケジュールについて、事務局の案として記載しました。基本的には、昨年当初の計画案と同じようになっております。

「8月17日 東北地方交通審議会への諮問」、「8月23日 船員部会へ付託」については、それぞれ資料として資料1-1、1-2を添付しております。

本日付で船員部会最低賃金専門部会が設置され、今年も4業種とも公労使委員、各2名でお願いすることになります。

そして、今後9月上旬に最低賃金改正に関する意見聴取の公示がなされます。これは資料の1-3のとおりです。それとともに、船員部会委員の方以外の臨時委員の任命手続を行いまして、10月の下旬、大臣から船員部会委員以外の臨時委員が任命される見込みとなっております。

そして、10月下旬に地交審会長から船員部会に属する旨の指名がなされ、同じく10月下旬に船員部会長から最低賃金専門部会に属する指名がされることとなっております。

そして、11月上旬に第1回目の最低賃金専門部会として実際の審議に入っていくことになると思います。第1回で決定しない場合は、11月の下旬に第2回の専門部会ということになります。まとまらない場合は第3回というのもあり得ます。第2回でまとまった場合には、11月の船員部会、11月25日の予定ですが、ここで船員部会としての答申、審議決定していただいて、その後、11月の下旬から12月上旬にかけて地交審審議会会長から運輸局長へ答申されることとなります。

その後、1月の下旬から下旬にかけて答申の要旨の意見聴取の公示を行い、特に意見がなければ、1月下旬に最低賃金が決定となります。

その後、官報公示の手続を経まして、官報公示された30日後に効力が発生することになります。

以上が事務局の案となります。

前回ご審議いただいた最賃につきましては、今年4月8日の効力発生となりました。今年度改正されるのであれば、早目に効力の発生ができればと考えており

ますので、よろしく願いいたします。以上です。

【長谷部部会長】

ありがとうございます。

専門部会委員の任命及び今後の手順について、スケジュール全体の事務局案が説明されました。何かご質問があれば。ほとんどの方は昨年経験していらっしゃると思いますが、初めての委員の方もおられますので、どうぞ自由にご質問、ご意見ください。よろしいですか。

それでは、特別な質問・意見等はないということで、事務局からの専門部会委員の任命スケジュールについて、この案でご了解いただいたということで、進めさせていただきたいと思います。どうもありがとうございます。

(2) 管内の雇用等の状況について

【長谷部部会長】

それでは、次に、議事次第の議題(2)管内の雇用等の状況について、事務局からご説明いただきたいと思います。澤村課長、お願いします。

[澤村船員労政課長より資料1から資料8に基づき報告]

【長谷部部会長】

それでは、ただいまの報告内容について何かご意見、ご質疑等、ございますでしょうか。よろしいですか。

では、特別なないということで、ご了承いただいたものとして先に進めていきたいと思います。

(3) その他

【長谷部部会長】

では、次に議事次第の議題の(3)のその他です。

事務局のほうから何かありましたらお願いします。

【澤村船員労政課長】

それでは、私のほうから。

前回の部会で最賃の関係で、最賃諮問前に実態調査ができないのかという件と、最賃を下回っている事業者に対する指導がどうなっているのかというご質問がございましたので、その件について説明をいたします。

まず、1つ目、例年運輸局で実施している賃金関係の調査ですけれども、4月は最低賃金の適用事業者調査というのがございまして、これは本省から調査がきます。5月は管内の賃金改定状況調査、あとは船員賃金実態調査ということで、この賃金改定状況調査は、当局独自で最賃諮問の判断材料とするため調査するもので、何社かピックアップして行っているところです。船員賃金実態調査は、本

省から事業者が指定されて大臣権限の内航旅客について調査を実施する調査です。6月には船員労働統計調査1号調査、3号調査というのがございまして、こちらは基幹統計調査、いわゆる政府の指定統計の調査でございます。そして、8月、最低賃金の審議資料のための賃金支給実態調査を行っているという状況です。こちらにつきましましては、ご承知のとおり、最賃の諮問を受けてから実施しています。内航旅客については、直近の1カ月分の調査、漁業については1年間分を調査しています。

今お話ししたとおり、4月以降、各種調査を実施しており、事業者負担も考慮すると、タイミング的には諮問前ではなく、諮問があってからこの時期にご協力をいただくというのがベストと考えております。従来からこの時期にお願いして実施しているところですので、ご理解いただければと思います。

2つ目の件でございます。昨年度、最賃を下回っている事業者に対しては調査結果を踏まえて改善するよう指導しております。それによって改善された事業者もございまして。ただ、この調査につきましましては、船員の最低賃金に係る審議資料を目的とするもので、「この目的以外に使用するものでは絶対にございませぬ」という注意書きを添えてありのままの内容についてお答えいただいているもので、船員の最低賃金に関する省令の規則に基づいて実施されております。ですので、仮に調査結果で最賃を下回った事業者があった場合は、改善するように行政指導はできるかと思いますが、さらに踏み込んだところまでは難しいというのが現状です。信義則上、あるいは行政の信頼性にかかわることでもございまして、ご理解いただければと思います。

以上です。

【長谷部部会長】

ありがとうございます。前回、労働者側からの質問があったわけですがけれども、いかがですか。今の説明で、ご納得いただけますか。高橋委員。

【高橋（雅）労働者委員】

そうすると、指導という部分はしていないという理解になるわけ……

【澤村船員労政課長】

ですから指導はしています。

【高橋（雅）労働者委員】

その調査自体で指導というか、目的以外に使わないわけじゃないですか。

【澤村船員労政課長】

ええ。ですから、その調査結果をいただいて、下回っている場合は、その状況を見て、何とか改善するようにこちらの趣旨説明をするということです。

【高橋（雅）労働者委員】

そうすると、労務官なりに頼んで調査ということはしない、あとはある程度どこかがお願いすればするという理解でいいですね。

【阿部海事振興部次長】

建前はそうですが、指導はしています。ただ、「最低賃金の審議資料のための賃金支給実態調査をしたら最賃を下回る事実があったので直しなさい。」とは、ストレートに言えないわけですが、そこら辺はうまく指導はしています。確実に業者には言っています。

【高橋（雅）労働者委員】

そうすると、前回、何件かあったうちで改善になった件数というのは、もう把握されているんですね。それはご紹介できますか。

【阿部海事振興部次長】

個別の案件はできません。

【高橋（雅）労働者委員】

そうすると、今回調査して出てきたやつを見れば、大体わかるということですね。

【阿部海事振興部次長】

指導はしていますが、またその後に最賃を下回る実態があれば、また改めてその指導を行うことになります。

【正路労働者委員】

そもそも私が「言い出しっぺ」であると思うんですが、私の解釈からすると、一応「この調査の回答に関しては、いろいろなものには使いません。」という前書きがあって調査をしているのですが、ただ、調査以後に関しては、最低賃金下回っている場合、労務官の業務を遂行していると言えるのですか。最低賃金下回っているというのがこの私の発言でも、今日の発言が議事録に載るのですよ。それで行政側としていいのですか。これというのは法には抵触しないのですか。

【阿部海事振興部次長】

こちらとしては、適時適切な方法で指導していますということです。

【正路労働者委員】

ということは、何のために最低賃金を毎年これまで審議して、これで実行いたしますということを官公労使でもって議論をして決めてきたんですか。チェックであれ指導が甘過ぎるということにはならないんですか。

【長谷部部会長】

正路委員の質問の意図は、具体的な行政指導のプロセスに関して公開せよという話ではないのですね。

【正路労働者委員】

まだ甘いのではないかと。監査とかというのをしていないですよ。

【長谷部部会長】

行政指導というのは、監査等の対象ですか。行政指導というのは、正式に処分を行わないで指導するから行政指導になるのかなと思っていました。だから、その実が上がらない。処分を行うということであればわかるのですが、現時点でそ

れが明確な形で出てきているわけではないので、それについて論じることはできないかなと思って今聞きました。ですから、その問題を立てるのであれば、例えば別な形で実態調査したらこんな形で出てきたと。では次のところで、この件とこの件に対してきちっと指導してくれという要請があったところで行政側がそれに対応する。そして、対応したということの証を何らかの形で示していただくという、こんなところにとどまるのかなと思うのですが、それ以外のシステムで何かやったほうがいいということですか。

**【正路労働者委員】**

船員法が変わって雇い入れ契約を結ぶことになっていますよね。賃金関係はそれでチェックすることになっていますよね。最低賃金を下回っているものは、それは無効ですよ。

**【佐々木公益委員】**

全体問題なんですけれども、そういう最低賃金を下回っている場合に行政がそれを是正するような権限は、どこかは持っていると思うんですが、その権限というのはどうなっているのか、もし、わかっていたら説明をしていただきたい。その権限を行使しないという話ではなくて、権限が違うんだと言っているような説明に聞こえたので、まずその権限の所在はどうなっているのかを教えてくださいと思います。

**【鈴木労働者委員】**

権限は事務局にあるでしょう。運輸局があるんですから。それをただ指導しているというだけでは、ちょっとまずいんじゃないですか。陸上だって、この資料の後ろにある各県の最賃一覧も、これ下回ったら法律違反ですよ。その法律の番人は事務局ですよ。

**【佐々木公益委員】**

いや、だから説明を事務局に。

**【長谷部部会長】**

じゃ、説明だけしていただけますか。

**【菅原海事振興部長】**

最低賃金割れがあれば、それは運輸局として当然改善を求めます。それで、一定期間を置いてその改善措置状況なりも把握して、その後、また何かあれば、罰則規定もごさいます。通常業務でそういったことが行われているというところでごさいます。

**【長谷部部会長】**

今佐々木委員の言われたことは、行政側として最低賃金の不履行の業者に対して行政指導権限をどういう形で役所が持っているのかを明確にしてほしいということと、それを執行する場合にちゃんとやっているのかどうかということを区分けして説明してほしいという意見だったと思いますが、そういう説明をしてくださるといいかなと思ったのですが。

【菅原海事振興部長】

運輸局としては指導ベースでまずやって、その改善措置状況の確認、その後再監査で不利益処分なりをやっていく、ということかなと思います。

【長谷部部会長】

権限を持っているのは運輸局ですよ。

【佐々木公益委員】

さっき労務官というお話があって、皆さんはご存じのようですが、労務官というのはどういう……。

【菅原海事振興部長】

運輸局の職員です。

【佐々木公益委員】

その権限を持っている労務官と、この調査の部署とどのような関係になっているのですか。

【菅原海事振興部長】

それぞれ運輸局の職員です。そこは連携してやっています。

【長谷部部会長】

労務官がいて、それと当該部局との連携でもって実際には指導するということですよ。

【佐々木公益委員】

そうすると、労務官というのは具体的に言うとどなたが、どういう役職の方がなっているんですか。

【菅原海事振興部長】

我々は海事振興部ですが、労務官は他の担当の部があります。

【峯田海技資格課長】

海上版の労働監督官みたいな感じですか。

【菅原海事振興部長】

専門的に見ている役職がある。

【佐藤使用者委員】

監督署と同じです。

【正路労働者委員】

私が言ったのは、船員が雇われると、船主さんと雇われる船員さんとの間で労働契約を交わさなきゃならなくなり、その中に、賃金関係も書かなきゃなりません。その労働契約の写しをもって雇入契約成立届を運輸局に届け出すことになるんです。そうすると、賃金関係については「運輸局の窓口でわかるんじゃないの」ということを言ったんです。

【長谷部部会長】

なるほど、よくわかりました。そういう問題に対して適正に対処しているという回答ですね。それに対して「やっていないじゃないか。」というのが労働者委

員の意見ですね。

【菅原海事振興部長】

運輸局としては、通常担当部署が連携してしっかり対応させていただいています。

【正路労働者委員】

ですから、私、言いましたけど、やっているというふうになったらおかしい発言じゃないですか。最低賃金を下回った者の雇入れ契約というのは成立するのですか。

【菅原海事振興部長】

実態とすれば、契約段階のベースでは守られているのですが、実質ベースでちょっと割れているというお話じゃないですか。

【正路労働者委員】

いや、私が質問したものに対して答えていると認識していないんですけど。

【阿部海事振興部次長】

済みません、契約書の賃金が最低賃金を下回っているというのは、それは……

【菅原海事振興部長】

協約ベースの話ではなくてですか。

【正路労働者委員】

いや、私が言っているのは……

【佐藤使用者委員】

雇入れ契約を役所に届けるとき、最賃を下回っていたら受け付けられないのではということを行っているのです。

【峯田海技資格課長】

そこは、最賃下回っていれば、下回っていますよということで、窓口では指導しています。

【佐藤使用者委員】

ただ、私ども塩釜ですと、塩釜の市場の管理事務所で受付事務をやっている。いわゆる運輸局から離れて代理店みたいなところでやっているわけで、その人が「じゃあ」と書類がそろっていれば受付のはんこを押してしまうから、なかなかそこまでいかない。

【峯田海技資格課長】

運輸局の窓口には最賃の表を貼っています。

【佐藤使用者委員】

運輸局はいいとしても、出先の……

【長谷部部会長】

代理出張所でやる場合には問題が起きると。そういう瑕疵に対して……

【佐藤使用者委員】

多分そうでしょう。

【長谷部部長】

そういうことだそうですが、どうしたらいいのでしょうか。

【正路労働者委員】

ただ、その話は、実は私北海道にいるときの話なんですけど、北海道にも特定市町村関係がちょこちょこあるので、そこで雇い入れを受理するときには、申請書を一度運輸局にファクスをするんです、こういう内容ですよ。健康診断の写しも添えてファクスをして、支局がオーケーを出せば雇い入れのはんこを押すという流れと北海道では説明を受けました。それがなければ雇い入れのはんこを押せない。そうであればちゃんと守ってくださいと北海道では言ってきましたけど、こちらはそうではないんだなというのを今聞いたところです。

【長谷部部長】

わかりました。正路委員からのご意見は、こちらのほうでもそれに類するような、最低賃金が守られるような執行手続を工夫してもらいたいという話ですね、もしやっていなかったら。そういうことも含めて官僚組織ですから、法律に基づいてきちっとやるということは大事なことになるので、そこら辺を工夫というか対応していただくということはお願いしてよろしいですか。

仕事を作るようで申しわけありませんが、本来やらなければならないことのようにお聞きしました。なので、いわゆる指導という形で行われている中身をもうちょっときちっと徹底していただいて、最賃が守られる手だてを講じていただければと思いますが、それは私どもとしてお願いしてよろしいことではないかと思えますので、ご一考いただければと思います。今回も最賃の問題が出てきます。その中で、きちんと徹底されないととなると、いろんなところで紛争が起きてきて、うまく交渉ができないということにもなりますので、そこら辺を一方でやっていただきながら、この諮問をするというほうに持っていきたいと思いますが、いかがですか。

ご了解いただけますでしょうか。（「はい」の声あり）よろしく願いいたします。

ほかには何かございますでしょうか。ありませんでしたら、いつもの情報提供をお願いできればと思いますが、まず労働者委員のほうから何かございますか。  
高橋委員。

【高橋（雅）労働者委員】

6月の船員部会のとき、漁業取締船をやっている〇〇という会社がうちの労働協約に関して妥結しないということで、宮城県労働委員会にあっせん申請をして、7月14日にあっせんがありました。ただ、お互いの主張が合わず、あっせん打ち切りになりました。それ以降、会社と1~2度話しして、とにかく解決しなければということで、今度は仲裁を申請しました。8月9日に組合から、翌日に会社から申請しました。これは、お互い申請しないと仲裁にならないというこ

とで、お互いしまして、昨日の宮城県の労働委員会で仲裁するという決定が出たとの報告を今日受けました。仲裁の予定については、今後お話しされるということです。

あと、もう一件ですけど、新聞情報を1枚コピーしてお渡ししてありますが、8月10日に東北六県の教育機関、東北の海運関係の会社、水産関係の会社、水産関係の業界の団体さんと懇談会を開きました。教育機関から7校7名の先生、業界団体、会社関係から36名の方に参加していただいて、懇談会を開いております。内容的なものについては、新聞情報を読んでいただければわかると思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

【長谷部部長】

ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

【平岡使用者委員】

内航海運についてですが、8月15日に日本内航海運総連合会が2016年1月から6月の上期の内航輸送主要元請オペレーター60社の主要実績を発表しました。それによりますと、貨物船が前年同期比で5%減、油送船・タンカー船ですが、これは3%減ということです。この主要元請60社というのは内航輸送量の8割を占めていて、上位の60社によって8割方の貨物の動向がわかるということになっております。それで、貨物船においては、8カ月連続前年同期を割れているというような状況になっております。返船、停船、廃業などにより、貨物船の需要が逼迫していましたが、今は一時的に緩んでいるという実態で、一時的な減少だと思えます。また、船員不足というのは大きな問題である、というような情報があります。以上です。

【長谷部部長】

ありがとうございます。

【佐藤使用者委員】

今内航で停船とか廃業とかのお話がありましたけど、今まで旅客船業界では船員不足という問題を深刻に受けとめていなかったのですが、今月、青森県の〇〇という船会社では、2人いる船長の1人が辞めて、あともう一人辞める予定ということで、運航ができないという危機的な状況です。今まで旅客船は、比較的通勤で働くことができるので、漁船あるいは内航から上がった人が最後の就職先として利用されてきたようです。また、来年3月水産高校を卒業する方の就職先といますか、東北六県の学校で船に乗りたいという方が58人いますが、漁船の希望者はほとんどいないです。我々も最低賃金は最低であって、それ以上だんだん上げて経営改善していかないと、なかなか最後に生き残りはできないかなと思っています。ですから、最低賃金問題になっていきますけど、あくまでも最低賃金であって、それ以上出さないと、船員はなかなか来てくれませんね、これから。

【鈴木労働者委員】

今〇〇という船会社の話が出ましたが、組合に入っているんで、私が担当しました。新聞では、いかにも船長さん2人が身勝手にやめていくような記事になっていますが、それは大きな違いがあって、そこまで行くのには〇〇の社長のワンマンというか、現場の意見も聞かない、私も労務委員会を何回も開いて交渉し、最後には不当労働行為ですよと訴えれば訴えられたんですが、そこまではやらなかったんです。要は私と話をした内容、それを私は乗組員に言ってだめですからねと言ったのに、社長は乗組員集めたときに言ったんです。要は乗組員の前で「これでだめだったら辞めてもらって結構です」と社長が言ったんです。それで私はまた労務委員会を開いて社長とやり合ったんです。社長から、経営者から、こういう賃金で不満だったら辞めていいからと言われても、子供が今度大学に行くという親が何人も船員として乗っているんです。来年のボーナスはここまで下げるから、それが気に入らないなら辞めていいなんていうのは不当労働行為のデッパツなんです。そういう話の中で、乗組員は誰も残りません。そうやって辞めていくとなったら、今度は社長がリークしたのかわからないですが、乗組員がいかにも悪いようなことを新聞に言っている。まだ新聞に載っていませんが、機関長も8月31日で辞めます。多分今までいた6人の人は、全員辞めていくと思います。辞表も出しています。だから、新聞を見ると船員さんが全面的に悪いようなことを書かれています。実際は違います。それだけ言いたくて。

【佐藤使用者委員】

新聞にはそのような内容は何も書いていない。

【鈴木労働者委員】

そうです。

【佐藤使用者委員】

私が推測するのには、賃金体系が悪いんだろうなと。

【鈴木労働者委員】

それはあります。それで我慢していたんですよ。我慢してやっていたんですよ、乗組員たちは。それなのに社長が、来年もまた賃金を下げるみたいな話をする、それ辞めていけみたいな話をする。実際に辞めるとなるとそういうことでしょう。今この新聞を見ると、何か船員さんのほうが悪いように書かれている。

【佐藤使用者委員】

いや、そういうものでもない。

【長谷部部会長】

よろしいですか。

【鈴木労働者委員】

いいです。ちょっと事情をわかってほしくて。

【長谷部部会長】

そういう事情があるということで、勉強させていただきました。

傾向的に漁船員を含めて船員が減少しているということがあって、対局的なところで問題を説明しようとしたということと、実際はいろんな事例でごたごたがあるよということをおっしゃったという。この両者のご意見として承りました。それでよろしいですね。

森委員は何かございますか。

【森公益委員】

ないです。

【長谷部部会長】

本件に対して、よろしいですか。そういうことで、いろんな事情を了解していただいた上で、問題に取り組んでいただきたいと思っております。

それ以外にいかがでしょうか。正路委員。

【正路労働者委員】

では1つ。ちょっと明るいニュースです。来年春、今のところの予定ですが、いわきの海星高校の本科生卒業生の1人が地元のさんま船に乗りたいということです。資料の新聞情報の28ページにいわきのさんま船出漁の記事がありますが、そのときも本人が来ておりました。その前日、私も本人と会って、「この船に乗りたい」ということで、その船の機関長さんと船内を見て回って、「ぜひ乗りたいのでよろしく願います」というような話をしていきました。少し明るいニュースです。以上です。

【長谷部部会長】

ありがとうございます。いろいろありますね。いろいろ了解いたしました。

これから日本経済、ちょっと悪くなっていくかもしれません。一時的にお金がばっと出ますから、その後どうなるかは、我々もとても悲観的に見ているんですけども、実際どうなるかというのは、現実ですからわかりません。いろんなことがあったときに問題を改善するための窓口とか機関は必要ですので、こういう場をできるだけ相互理解しながら維持していくような努力をしていただければと思っておりますので、ご協力方、よろしく願います。

それ以外に何かございますか。

ありませんでしたら、本日の議事、これで終了とさせていただきたいと思えます。どうもありがとうございました。

次回の船員部会ですが、9月23日午後3時半から、会場はここ4階会議室で開催することにさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎閉 会